

## ■議案第85号 平成27年度 町道轟崎葛籠川線道路改良工事請負契約の締結について

### 【要旨】

本路線は、四万十町大正地区と四万十市を結ぶ2級町道であり、通勤や商業的利用など利用頻度の高い路線であるが、落石等が度々あり危険なため早急に整備を行い、利用者の安全な通行を確保する。

工事場所は、起点から100mの落石が度々発生する場所であり、平成26年度から国土交通省の社会資本総合整備事業により工事に着手している。今回の請負契約は落石防止網工事である。

一般競争による入札の結果、落札した下記事業者と工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものである。

### 【工事請負契約締結内容】

|         |                                                |
|---------|------------------------------------------------|
| 工 事 名   | 平成27年度 防安金第17-1号<br>町道轟崎葛籠川線道路改良工事             |
| 工 事 場 所 | 四万十町 大正 地内                                     |
| 契 約 金 額 | 50,112,000円（内消費税3,712,000円）                    |
| 契約の相手方  | 高知県高岡郡四万十町大正230番地8<br>株式会社 田邊建設<br>代表取締役 田邊 一也 |
| 工 期     | 議決日の翌日から平成28年1月29日                             |
| 工 種     | 道路改良工事                                         |
| 事 業 量   | 施工延長 L=126m<br>落石防止網 L=126m                    |

### 【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）  
（議会の議決に付すべき契約）

**第2条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。